

「適正な電力取引についての指針」（改定原案）に対する意見募集

平成１７年３月１０日

公正取引委員会

公正取引委員会は、平成１１年１２月、通商産業省（現経済産業省）と共同して、電力市場において、公正かつ有効な競争の観点から独占禁止法上あるいは電気事業法上問題となる行為等を記した「適正な電力取引についての指針」を作成し、平成１４年７月には、法運用事例等を踏まえた本指針の改定を行いました。

今般、本年４月に改正電気事業法が施行されること及び前回の改定以降、これまで行政当局に相談のあった事例等を踏まえ、経済産業省と共同して、本指針の改定原案を別紙のとおり作成し、関係各方面から広く意見を求めることとしました（意見募集要領参照）。

改定原案における主な独占禁止法関連部分は、以下のとおりです。

（他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方）

- 一般電気事業者が、コージェネレーションシステム等の自家発電設備の導入等を不当に制限することに関して、独占禁止法上違法となるおそれのある行為類型を明確化。
- 一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正常な商慣習に照らして不当な利益の提供を行うこと等、あるいは、不当にオール電化とすることを取引条件とすることは、独占禁止法上違法のおそれのある行為類型に該当すること。

今後、公正取引委員会は、本改定原案について寄せられた意見等を踏まえ、経済産業省と共同して、改定指針を策定・公表する予定です。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 電話 ０３－３５８１－５４８３（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

意見募集要領

(1) 意見募集対象 「適正な電力取引についての指針」(改定原案)

(2) 資料入手方法

公正取引委員会及び経済産業省のホームページでの閲覧に供するほか、公正取引委員会事務総局経済取引局調整課、公正取引委員会事務総局の各地方事務所・支所等及び経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課にて配布しています。

(3) 意見提出方法

住所、氏名、所属団体名又は会社名、及び連絡先(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を明記の上、以下のいずれかの方法により日本語にて提出してください(公正取引委員会事務総局経済取引局調整課又は経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課のいずれかに意見を提出していただければ、もう一方にも連絡いたします。)。

<電子メールの場合>

電子メールアドレス : denryoku@jftc. go. jp

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 あて
又は

電子メールアドレス : qqmfbe@meti. go. jp

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課 あて

<FAXの場合*1>

FAX番号 : 03-3581-1945

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 あて
又は

FAX番号 : 03-3580-8485

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課 あて

*1 意見をFAXで提出していただいた場合、*2に準じて別途意見の内容を記録した磁気ディスクの提出をお願いすることがあります。

<郵送の場合＊２>

〒100－8987 東京都千代田区霞が関１－１－１ 中央合同庁舎第６号館Ｂ棟
公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 あて

又は

〒100－8931 東京都千代田区霞が関１－３－１ 経済産業省別館５階５４１
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課 あて

＊２ 意見を郵送で提出される場合には、以下により、その内容を保存した磁気ディスクを添えて提出していただくようお願いいたします。

なお、送付していただいた磁気ディスクについては返却できませんのであらかじめ御承知願います。

- 磁気ディスク : ３．５インチ，２ＨＤ
- フォーマット形式 : １．４４ＭＢのＭＳ－ＤＯＳフォーマット
- ファイル形式 : テキスト
- フロッピーディスクには、提出者の氏名，提出日及びファイル名を記載したラベルを添付してください。

(４) 意見提出期限

平成１７年４月６日（水）１８：００必着

(５) 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所及び連絡先を除いて公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。